

海岸保全施設

海岸保全施設

海岸保全施設とは、海岸保全区域内にある津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設です。具体的には、堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等があります。

海岸保全施設はその背後にある人命、財産、経済等を自然災害から守るという重要な役割を果たしており、今後発生が想定される南海トラフ地震による津波や強い台風等による高潮等に備えるとともに、高度経済成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への早急な対応が必要となっています。

海岸保全施設の維持管理に関する最近の動向

東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、切迫する南海トラフ地震等の大規模災害や今後急激に進む海岸保全施設の老朽化に早急に対応するため、「海岸法の一部を改正する法律」が平成26年6月4日に成立、同年6月11日に公布されました。海岸保全施設に関する主な改正内容は下記の通りです。

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定の義務化
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

現在これらの改正を受けて、海岸保全施設の適切な維持管理や、海岸の防災・減災機能の強化が進められています。

主な海岸保全施設

(1) 堤防（胸壁）

高潮、津波、高波等によって海水が陸地に侵入し、あるいは海岸を侵食したりするのを防ぐ目的で海岸線

付近に設けられる構造物であって、現地盤を盛土又はコンクリート等によって高くして高潮や津波の侵入等を防止する施設を言います。

また、海岸線に漁港や港湾等の施設が存在し、利用の面から海岸線付近に堤防や護岸を設置することが困難な場合において、海岸線より陸域に設置される施設を胸壁と言います。

(2) 護岸

護岸の目的と機能は堤防と一緒ですが、堤防が原地盤を嵩上げて建設されるのに対し、護岸は原地盤の嵩上げを伴わない構造物のことを言います。

(3) 水門・陸閘（りくこう）

水門は、閉鎖することにより海水の侵入を防止する機能を発揮し、開放することにより陸側の不要な内水を放出し湛水を防止する機能を発揮する施設のことを言います。

陸閘は、閉鎖することにより海水の侵入を防止する機能を発揮するとともに、開放することにより堤防等の海側にある港湾、漁港、海浜等を利用するために人や車両等が堤防を横断できるようにするための施設のことを言います。

(4) 離岸堤・潜堤

高潮や波浪等から海岸を防護するとともに、海岸侵食を防止することを目的とし、沖合に海岸線にほぼ平行に設ける堤状の施設を言います。また、堤体が水面下に没したものを潜堤と言います。

(5) 突堤

沿岸漂砂を捕捉し、底質の移動を制御して積極的に海浜を広げたり、海浜の安定を図って現存する海浜の侵食を防止する等の目的で海岸線から沖方向に突出して設ける堤状の施設を言います。



堤防（津松阪港海岸（三重県））



水門（沼津港（静岡県））



離岸堤（沖浦港海岸（山口県））



護岸（高松港海岸（香川県））



陸閘（大阪港海岸（大阪府））



突堤（新潟港海岸（新潟県））